

社 長 の た め の お 勉 強

平成 29 年 11 月 15 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

平成 30 年 1 月分給与からの配偶者控除

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。これに伴い、平成 30 年 1 月分からの給与の税額計算上の扶養親族数の計算方法や、年末調整の控除額などが変更されます。

・配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法【概要】

		給与所得者の年収（額面）			
		1,120 万円 以下	1,120 万円超 1,170 万円 以下	1,170 万円超 1,220 万円 以下	1,220 万円 超
配 偶 者 の 年 収	103 万円以下	1 人 (※)	0 人 (※)	0 人 (※)	0 人 (※)
	103 万円超 150 万円以下	1 人	0 人	0 人	0 人
	150 万円超	0 人	0 人	0 人	0 人

(※) 配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算

給与所得者の年収が 1,120 万円を超えると、配偶者控除の控除額が徐々に減っていき、年収が 1,220 万円を超えると、配偶者の所得の有無に関らず、配偶者控除が受けられなくなります。